

# 秋田県 林地開発許可制度実施要綱

( 令和8年4月 改訂 )

秋 田 県 農 林 水 産 部

# 秋田県林地開発許可制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号＝最終改正令和4年6月17日法律第68号以下「法」という。）第10条の2に基づく開発行為の許可及び法第10条の3に基づく監督処分等の取扱について厳正かつ円滑な実施を図るため、同法施行令（昭和26年政令第276号＝最終改正令和4年9月22日政令第313号）、同法施行規則（昭和26年農林省令第54号＝最終改正令和4年9月30日農林水産省令第56号。以下「省令」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号＝最終改正令和4年9月30日農林水産省告示第1493号）及び関連通達等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発許可申請書に添付する図書)

第2条 林地開発行為の許可を申請しようとする者（以下「開発申請者」という。）は、省令第4条に規定する林地開発許可申請書（以下「申請書」という。様式第1号）に「開発行為許可申請図書一覧表」別表－1に定める関係図書を添付しなければならない。

(工事着手の届出及び施行状況の報告)

第3条 開発行為の許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可に係る行為に着手したとき林地開発行為着手届（様式第2号）を、また、毎年5月31日現在における林地開発行為の施行状況について、その翌月の15日までに林地開発行為施行状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第4条 開発行為者は、開発行為の期間中、行為地の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第4号）を掲示しなければならない。

(開発行為の計画変更)

第5条 開発行為者は、許可に係る開発行為の計画内容等に次の変更を生ずるときは、林地開発許可変更申請書（以下「変更申請書」という。様式第5号）に関係図書等を添付して、知事に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 開発に係る面積が増となる変更
- (2) 重要工作物のうちえん堤、調節池、擁壁の構造及び設置位置の変更並びに廃止
- (3) 重要工作物のうち排水施設に係る排水系統の変更及び計画流量断面の変更並びに廃止
- (4) 緑化工法の変更及び植栽の内容、緑地の配置の変更
- (5) 変更の内容が法第10条の2第2項各号に該当するおそれがあると認められるとき

2 前項各号に該当しない計画の変更については、林地開発許可内容変更届（以下「変更届」という。様式第6号）を知事に提出するものとする。ただし、前項第1号の「開発に係る面積が増となる変更」の場合、当初申請した事業区域の範囲内において変更後も許可基準に適合し、なおかつ、基準以上の残置森林率等が確保されている場合は、変更届扱いとする。

(例、当初申請残置森林率＝35%、基準＝25%、変更後＝27%)

(開発行為の承継等の届出)

第6条 許可に係る開発行為の完了前に相続、合併その他の事由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく林地開発行為地位承継届(様式第7-1号)を、知事に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 開発行為に係る事業の相続又は開発事業者たる法人の合併等があったことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

3 開発行為者(法人その他の団体である場合に限る。)は、代表者を変更したときは、遅滞なく林地開発行為代表者変更届(様式第7-2号)を、知事に提出しなければならない。

(開発行為の中止等の届出)

第7条 開発行為者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届けを知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為を中止するとき 林地開発行為中止届(様式第8号)
- (2) 開発行為の期間を延長するとき 林地開発行為期間延長届(様式第9号)
- (3) 開発行為を再開するとき 林地開発行為再開届(様式第10号)
- (4) 開発行為を廃止するとき 林地開発行為廃止届(様式第11号)
- (5) 法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可指令書に添付されている許可条件に示されている防災工事(仮設工事を含む)が完了したとき 防災工事完了届(様式第12号)

2 前項第1号、第4号及び第5号の届出については、防災上必要な施設の設置完了後とし、届出後速やかに知事の確認を受けなければならない。

(災害発生時における措置)

第8条 開発行為者は、開発行為の実施期間中に災害が発生したときは、必要な応急措置を講ずるとともに、災害発生届(様式第13号)に復旧計画を添えて、知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

(開発行為完了の届出)

第9条 開発行為者は、開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了届(様式第14号)を知事に提出し、当該開発行為が開発許可の内容に適合しているかどうかについて確認を受けなければならない。なお、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができるものとする。

(許可制の適用のない開発行為の協議)

第10条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定による許可制の適用のない開発行為について、当該開発を行おうとする者(以下「協議者」という。)は、協議書(様式第15号)に別表-2「許可制の適用のない協議(連絡調整)図書一覧表」の関係図書を添付して、開発行為に着手しようとする相当期間以前に知事に提出し、意見を求めるものとする。

2 協議者が、森林所有者でないときは、森林所有者から法第10条の8の届出書(様式第16号)

が提出されていることを確認したうえで前項の協議書を提出するものとする。

3 知事は、申請書に添付する図書等について、一部省略させることがある。

(申請書、協議書又は届出書の経由)

第11条 この要綱により知事に提出する申請書、協議書又は届出書(関係図書を含む。)が、農林水産部長が所掌するものであるときは、地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(規定の準用)

第12条 要綱第5条の変更申請書の経由については、第11条の規定を準用するものとする。この場合「許可」とあるものは「変更許可」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第13条 この要綱に規定するもののほか、事務の取扱いに関し、必要な事項は、林地開発許可制度事務取扱要領で定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は令和8年4月1日から施行する。
2. この要綱施行の際、改正前の秋田県林地開発許可制度実施要綱の規定に基づきなされている開発行為に係る事務については、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

施行	昭和50年6月25日	林-1315
改正	昭和55年1月14日	林-1254
改正	昭和56年3月25日	林-1523
改正	平成元年4月1日	森-1
改正	平成2年12月1日	森-709
改正	平成4年2月1日	森-914
改正	平成9年3月21日	森-1046
改正	平成10年2月17日	森-2724
改正	平成12年1月18日	森-2187
改正	平成19年1月30日	森-2321
改正	平成28年3月23日	森-3321
改正	令和3年3月29日	森-3328
改正	令和5年4月1日	森保-387
改正	令和8年4月1日	森保-431